

(公印省略)

2介保第7304号

令和3年3月24日

各介護サービス事業所 管理者様

久留米市長 大久保 勉

(健康福祉部介護保険課)

令和3年度介護報酬改定に伴うサービス担当者会議の取扱いについて

日頃から適正な介護サービスの運営にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度介護報酬改定に伴うサービス担当者会議の取扱いについて下記のとおり本市の考え方をお示ししますので、ご確認のうえ適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 サービス担当者会議の開催について

令和3年度介護報酬改定に伴う新たな加算の算定にあたり、ケアマネジャーが居宅サービス計画の変更の必要性があり、かつ軽微な変更でないと判断した場合にはサービス担当者会議の開催が必要です。

したがって、サービス事業所の方は、サービス担当者会議の開催の判断について下記に示す本市の考え方を確認するとともに、ご担当のケアマネジャーと連携を図ってください。

ケアマネジャーの方は、添付の「介護保険最新情報 Vol.155 (平成22年7月30日通知) (3 ケアプランの軽微な変更の内容について (ケアプランの作成)、(4 ケアプランの軽微な変更の内容について (サービス担当者会議))」や以下をご参照のうえ、開催の判断をお願いいたします。

なお、以下にお示しする内容は、介護報酬改定に限らず通常のケアマネジメントの考え方に基づく例示であり、軽微な変更に該当するかどうかは利用者等の個々の状況に応じて判断していただくようお願いいたします。

<本市の考え方>

新しい加算を算定するにあたり、利用者のケアプラン上のニーズや目標、サービス内容等についての変更があり、ケアプランを変更する必要がある場合は、サービス担当者会議の実施は必要と考えます。

(例1) 通所系サービスにおいて新たに入浴介助加算(Ⅱ)を算定

自宅での入浴を新たな目標とすることで入浴介助の方法も変更となる場合等、利用者のケアプラン上のニーズや目標、サービス内容等についての変更があり、ケアプランを変更する必要がある場合は、サービス担当者会議の実施は必要と考えます。

裏面もご覧ください。

(例2) 個別機能訓練加算の見直しに伴う変更

これまで個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定していたが、今回の報酬改定により個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（または（Ⅰ）ロ）に変更となるものの、変更後も目標やサービス内容等に変更がない場合については軽微な変更として取り扱うことが可能であると考えます。

(例3) サービス提供体制強化加算等の体制にかかる加算を新たに算定する場合や区分が変わる場合

加算の内容が事業所の体制によるもので、利用者のニーズや目標に影響を及ぼさないものであればサービス担当者会議の開催の必要はなく、ケアプラン（第2表等）に記載する必要もないと考えます。

2 開催時期について

サービス担当者会議の開催の必要性がある場合は、加算の算定開始までに開催する必要があります。

なお、現在の本市の取扱いとして、新型コロナウイルス感染のまん延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やFAXでの照会等により意見を求めることができるものとしています。

【問い合わせ先】

介護保険課育成・支援チーム

TEL:0942-30-9247

FAX:0942-36-6845